

令和8年度主要事業実施方針

1 事業資金の収入

(1) 宝くじの収益金に係る交付金

ア サマージャンボ宝くじの収益金に係る交付金

サマージャンボ宝くじの収益金に係る神奈川県からの交付金収入額を、次のとおり見込む。

令和8年度予算見込額	784,388千円
令和7年度実績額	786,905千円
差 額	△2,517千円（対比 0.3%減）

イ ハロウィンジャンボ宝くじの収益金に係る交付金

ハロウィンジャンボ宝くじの収益金に係る神奈川県からの交付金収入額を、次のとおり見込む。

令和8年度予算見込額	525,091千円
令和7年度予算額	488,247千円
差 額	36,844千円（対比 7.5%増）

(2) 長期貸付償還に係る収入

市町村の起債事業の資金融資における償還返還元利金収入を次のとおり見込む。

	償還元金	償還利息	合 計
令和8年度 (見込み)	5,422,634千円	273,796千円	5,696,430千円
令和7年度 (見込み)	5,543,939千円	232,162千円	5,776,101千円
差 額	△121,305千円	41,634千円	△79,671千円

2 貸付事業

(1) 長期貸付

宝くじ交付金基金による市町村への長期貸付事業については、次のとおりとする。

ア 貸付金予算額

令和8年度における宝くじ交付金基金による市町村への貸付金の総額は、令和7年度と同様の50億円とする。

ただし、サマージャンボ宝くじの売り上げが予算を上回るなど、宝くじ交付金基金の残高の状況により増額することとする。

イ 貸付最低保障枠

1 市町村当たりの貸付最低保障枠については、市にあっては2億円、町村にあっては1億円とする。

ウ 貸付対象事業

貸付の対象事業は、地方財政法第32条に規定する事業で、かつ、地方債計画において一般会計債に区分される事業のうち、神奈川県知事に地方債の届け出をしたもの、同意がなされたもの及び許可を得たものとする。

エ 貸付利率

長期貸付事業に係る貸付利率は、財政融資資金の利率を参考に理事長が定める。

- ① 財政融資資金の貸付利率（基準利率）に0.7を乗じて得た率とする。ただし、その率が0.01%を下回るときは、0.01%とする。
- ② 小数点以下の設定は、貸付区分ごとに基準利率と同位とする。なお、端数処理は、「四捨五入」とする。

オ 貸付条件の選択制

長期貸付事業における償還方法及び据置期間を次のとおり選択制とする。

条件項目	選択の内容
貸付期間	5年・10年・15年・20年・25年から選択
償還方法	半年賦元利均等償還・半年賦元金均等償還から選択
据置期間	0年・1年・2年・3年から選択

カ 貸付日

令和8年度に貸し付けることとした起債事業に対する資金の貸付日は、令和9年3月24日（水）及び同年5月24日（月）の2回とする。（令和9年度に繰り越すこととなった部分にあっては、令和9年度中の毎月24日）

（2） 短期貸付

宝くじ交付金基金等を活用して、大規模な自然災害の発生時において、市町村が緊急に対策を講じるための事業への一時借入れ及び理事長が特に認めた事業に対しての一時借入れを対象に、年度内一括償還の方法で資金を貸し付ける。

3 市町村交付金

新市町村振興宝くじ（ハロウィンジャンボ宝くじ）の収益金に係る神奈川県からの交付金を市町村へ配分する。

令和 8 年度配分見込額	525,091千円
令和 7 年度配分予算額	488,485千円
差 額	36,606千円（対比 7.5%増）

4 市町村振興助成事業

（１） 市町村共同事業助成事業

複数の市町村が広域的政策課題の解決を図るために共同して実施する事業に対して支援する。

1 市町村当たりの助成限度額	300万円
助成申請期限	令和 7 年12月31日まで
助成対象事業	市町村が共同して実施する事業
助 成 期 間	年度ごとに助成

（２） 宝くじ広報掲載料交付事業

市町村振興宝くじの収益金は、市町村の財源となることから全市町村において積極的な広報に取り組んでいただくため、市町村振興宝くじ（サマージャンボ宝くじ及びハロウィンジャンボ宝くじ）及びインターネット専用宝くじクイックワン（8月又は9月発売分）の販売促進のための広報を市町村が発行する広報紙に掲載した場合に、各宝くじとも1掲載までを助成の対象とし、1掲載につき8万円を助成する。

なお、助成の対象となる広報媒体については、市町村が発行する広報紙または市町村のホームページ内のバナーによる掲載のいずれかを助成の対象とする。

（３） 消防広域応援助成事業

神奈川県内で発生した災害において市町村の区域を越えて行われた救助活動等に係る経費を1災害につき300万円を限度に助成する。

5 市町村研修事業

（１） 研修事業費

直営と委託を合わせ、令和7年度と同規模の講座を実施する。

（２） 研修助成金

市町村職員中央研修所ほか3研修機関の研修に係る受講経費の10分の8を助成する。
ただし、1市町村等の助成限度額は総額60万円とする。

(3) 市町村研修負担金

受講者数に応じて、受講者 1 人当たり市にあつては1,790円、町村にあつては1,070円及び一部事務組合等にあつては1,340円の受講料相当の負担を求める。

6 市町村情報提供事業

市町村の職員がタイムリーな情報を得るための意見交換会を開催するとともに県内の市町村職員に対して種々の情報を提供する。

7 神奈川自治会館の運営

市町村関係団体の事務室を無償で貸与し、市町村等が主催する会議のための会議室を貸し出す。また、老朽化が進む設備等の修繕工事を行う。

8 宝くじ販売促進

宝くじの売り上げは、総体的に減少傾向にあるため県内の市町村から販売促進の発案等がなされたときは、共同して広報を実施する。